

S基準、A基準とはどのような基準ですか？

→ 劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性等について、長期優良住宅化に資する水準として設定したものです。

- ・ S基準：新築の長期優良住宅と概ね同程度の水準（一部代替基準あり）
- ・ A基準：S基準には満たないが一定の性能向上が見込まれる水準

劣化対策(必須)

以下について、一定の措置

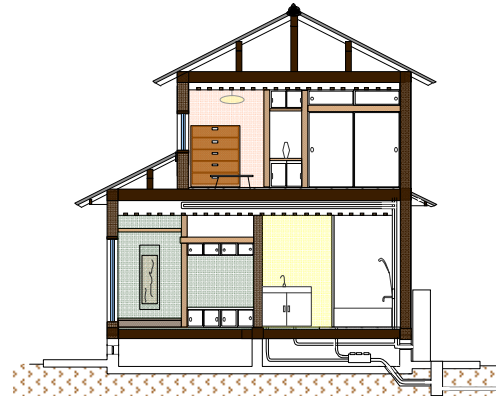
- ・ 外壁の軸組等
- ・ 地盤、基礎、土台、床下
- ・ 浴室及び脱衣室
- ・ 小屋裏

耐震性(必須)

以下のいずれか

- ・ 新耐震建築物
- ・ 耐震診断 $I_w \geq 1.0$
- ・ 耐震等級(倒壊等防止)1

<A基準の概要(木造住宅の場合)>



省エネルギー対策

以下のいずれか

- ・ 断熱等級3+開口部断熱
- ・ 一次エネ等級4+断熱措置
- ・ 省エネ改修事業相当

維持管理・更新

専用配管の構造について、

以下のいずれか

- ・ 維持管理対策等級2
- ・ 同等の代替措置

誰が申し込むのですか？

→ リフォーム工事の施工業者又は発注者のいずれかです

①施工業者申請タイプ



②発注者申請タイプ



施工業者による申請を行う場合、
個社又はグループ申請のいずれかを選択できます。

また、買取再販を行うような宅建業者による申請も可能です。

どのように申し込めばいいですか？

→ 提案方法、期間等は長期優良住宅化リフォーム推進事業事務局のホームページで公表します。

- ・ 事務局ホームページ http://www.kenken.go.jp/chouki_r/
- ・ 問合せ先 03-5805-0522

<事業の大まかな流れ>

